

## 第9回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成19年3月16日(金)午後1時30分～午後3時25分
- 2 場 所 長野県庁 議会棟 第2特別会議室
- 3 出席者  
(委 員) 大門会長、磯部委員、齋藤委員、富田委員(石坂委員 欠席)  
(事 務 局) 山本課長、岸田課長補佐、若狭企画員、宮原企画員、前島企画員
- 4 議 題  
(1) 新規意見聴取案件の審議  
(2) その他
- 5 議事経過  
(1) 3月 2日(金) 各委員へ事務局から新規意見聴取案件資料を事前送付、各委員が資料を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示  
～ 3月 9日(金)  
(2) 3月16日(金) 審議会の開催 (別紙のとおり)  
(3) 3月19日(月) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付、各委員の  
～ 3月22日(木) 検討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知

(別紙：概要)

会 長： それでは、第9回個人情報運営審議会を開催いたします。案件は既にご報告をしておりますがこの順番に従って審議をしていきたいと思っております。最初に広報課の関係ですが、この案件の説明からお願いします。

事務局： (案件番号80番から84番について、資料に基づき説明。)

会 長： 何かご質問なり問題点は、ありませんでしょうか。

委 員： 案件番号80番の「『ホームページへのご意見を募集します』事務」については、個人情報を収集又は利用することの根拠となる当該事務に係る要領等を速やかに作成すべきではないか。

委 員： 案件番号84番の「『キッズチャンネル・ながの』事務」について同様であり、個人情報を収集又は利用することの根拠となる当該事務に係る要領等を速やかに作成すべきではないか。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

会 長： 次に「スポーツ課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： (案件番号85番について、資料に基づき説明。)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

(承認)

会 長： 次に「高校教育課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： (案件番号86番について、資料に基づき説明。)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員： 本県の条例では、死者の情報も個人情報に含めており、話が難しくなってしまう。学術研究で用いる場合には、個人識別性がない形で利用されているし、個々人の権利利益を侵害されるおそれはありません。

しかし、この場合は、まさに個人識別性を残したままの学術研究であり、典型

的な8号が想定している例ではないです。だから、難しいと思うんですが、個人情報保護に関する著作にも、匿名化と言われますが、学術研究のためでも提供する時には匿名か、あるいは直ちに識別可能ではない形にして提供することが望ましいという記述があります。

委員： 百年以上前の完全に歴史上の人物の記録ですから、個人識別性という問題もありますけど、これは研究の必要性は高い文書だと思いますので、価値判断になってしまいますけれど、出すのが相当ではないかなと思います。

委員： この学籍簿の記載内容が確認されていないことで、どういう事項が誤って論じられてきたのかなと思います。

委員： 学籍簿に記載されている人物の情報も、死者の情報ではありますが、第三者の情報ということになりますね。死者の情報だから、条例上の手続きを行わなくても良いという規定ではないと思います。

委員： 第三者の保護手続きは、本人が活着していることを前提としているのではないのでしょうか。

委員： 確かに保護手続きについては遺族のことは考えられない。

委員： 死者の情報は、遺族に確認しなくて良いのかという事だけですかね。

会長： この案件は、継続審議にしたいと思います。目的外提供を求める者に、実施機関から、利用方法等のより詳細な内容を確認してもらうことにします。

事務局： 次回審議会までに、資料等を用意します。

会長： 次に「廃棄物対策課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号87番について、資料に基づき説明。）

会長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

委員： 本籍を収集する理由に、不明な部分がある。

委員： 履歴等は本人収集ということだが、賞罰については、市町村から収集しなけれ

ばならないものもあるため、市町村等から本人外収集するものもあるのではない  
か。

事務局： 実施機関に再度、確認し、登録簿の内容等を整理したいと思います。

会 長： この案件は、継続審議とします。

会 長： 次に 警察本部総務課の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号 88 番について、資料に基づき説明。）

（ 承 認 ）

会 長： 次に「教学指導課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号 89 番及び 90 番について、資料に基づき説明。）

（ 承 認 ）

会 長： 次に「農業技術課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号 91 番について、資料に基づき説明。）

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

（ 承 認 ）

会 長： 次に「企画課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号 92 番について、資料に基づき説明。）

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

（ 承 認 ）

会 長： 本日予定された案件はこれで終了しました。本日は、ご苦労様でした。